

平成 27 年 11 月 6 日

日本生命保険相互会社
三井生命保険株式会社

日本生命保険相互会社及び三井生命保険株式会社の 経営統合に関する統合契約書締結及び公開買付けの開始について

平成 27 年 9 月 11 日付の「日本生命保険相互会社及び三井生命保険株式会社の経営統合に関する基本合意書締結について」でお知らせしたとおり、日本生命保険相互会社(代表取締役社長:筒井義信、以下「日本生命」といいます。)及び三井生命保険株式会社(代表取締役社長:有末真哉、以下「三井生命」といいます。)は、両社の経営統合(以下「本統合」といいます。)及び本統合後の方針に関し、平成 27 年 9 月 11 日付で、基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)を締結いたしましたが、その後本統合の実現に向けた協議・検討を重ね、本日付で本統合に関する最終契約書である統合契約書(以下「本統合契約」といいます。)を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

日本生命は、本統合のための取引の一環として、三井生命の株式を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを決議しており、また、三井生命は、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、三井生命の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議しております。

なお、本公開買付けは、平成 27 年 11 月 9 日に開始する予定であり、日本生命は、同日付で公開買付開始公告を行うとともに、公開買付届出書を提出し、また、三井生命は同日付で意見表明報告書を提出する予定ですので、本公開買付けの詳細については、上記各書類をご参照ください。

記

1. 本統合の目的及び概要等

日本生命と三井生命は、互いを最良のパートナーと認識した上で、両社の事業運営の自主性・ブランドを尊重するとともに、それぞれの沿革・アイデンティティに配慮することを前提として、平成 27 年 9 月 11 日付で、本基本合意書を締結しました。その後、本統合の実現に向けた協議・検討を重ね、①両社で協力し、強みを持つ営業職員領域を更に強化・発展させること、②多様化するお客様のニーズに機動的に対応するため、適正な引受態勢を構築・維持した上で、銀行窓販や代理店領域において適切な商品供給が可能なチャネル・基盤を両社が協力して構築すること、③①及び②以外においても相互に協力し、知見を共有し、シナジーを発揮することでグループとして成長することを目的とした本統合及び本統合後の方針に関し、本日付で本統合契約を締結しました。

日本生命及び三井生命は、本統合契約において、(i)本統合のための取引の一環として、日本生命が、三井生命の発行済普通株式(以下「三井生命普通株式」といいます。なお、A種株式及びB種株式の取得請求権の行使により発行される普通株式を含みます。)、A種株式及びB種株式(但し、三井生命が所有する自己株式を含まないものとし、以下、三井生命普通株式、A種株式及びB種株式を総称して「三井生命株式」といいます。)の全部を対象とする本公開買付けを実施すること、(ii)本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を踏まえ、日本生命が三井生命株式の全てを取得し、三井生命を日本生命の完全子会社とすることを目的とする手続(以下「本完全子会社化手続」といいます。)を実施すること、また、(iii)三井生命が日本生命の完全子会社となった後、三井生命と三井グループとの間での事業上の取引関係の維持・発展等を目的として、本統合後株主(下記「2. 本統合の方法等」の「(4)本完全子会社化手続及び三井グループ株主による再出資」に定義される意味を有するものとし、)に対して三井生命普通株式の合計16%を譲渡すること、また、その他三井グループの会社に対して三井生命普通株式の合計1%程度を譲渡する方針であることについて合意しております。

2. 本統合の方法等

(1)本公開買付けの概要

日本生命は、平成27年11月4日開催の取締役会において、本統合のための取引の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、日本生命は、本日現在、三井生命普通株式、A種株式及びB種株式のいずれも保有しておりません。

本公開買付けの主要な条件は以下のとおりです。

- ①買付け等をする株券等の種類： 三井生命の普通株式(但し、三井生命の保有する自己株式を含みません。)、A種株式(但し、三井生命の保有する自己株式を含みません。)、B種株式。
- ②買付け等の期間： 平成27年11月9日(月曜日)から平成27年12月21日(月曜日)まで(30営業日)。
- ③買付け等の価格： 普通株式1株につき、金560円。
A種株式1株につき、金112,000円。
B種株式1株につき、金127,273円。
- ④買付予定の株券等の数：

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
597,273,868(株)	439,785,136(株)	一株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(439,785,136株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。なお、A種株式及びB種株式については、それぞれ三井生命に対して当該株式の取得と引換えに三井生命普通株式を交付すること(以下「転換」といいます。)を請求できる取得請求権が付されているため、応募株券等の総数が買付予定数の下限を達成したかを判断するにあたっては、本公開買付けに応募されたA種株式及びB種株式がそれぞれ三井生命普通株式に転換されたとみなして応募株券等の総数を計算します。具体的には、A種株式1株を普通株式200株とみなし、また、B種株式については応募さ

れたB種株式の数に100,000円を乗じた額を440円で除し、1株未満の端数を切り捨てて算出される数の普通株式数とみなして応募株券等の総数を計算します。

- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより日本生命が取得する三井生命の株券等の最大数(597,273,868株)を記載しております。当該最大数は、三井生命が平成27年6月26日に提出した第68期有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の発行済の①三井生命普通株式数(295,807,200株)から三井生命が所有する普通株式数(17,272,768株)を控除した株式数(278,534,432株)に、②(i)A種株式数(1,084,000株)から三井生命が所有するA種株式数(172,121株)を控除した株式数(911,879株)及び(ii)B種株式数(600,000株)が、全て普通株式に転換された場合の当該普通株式の総数(318,739,436株)を加えた株式数(597,273,868株)に相当します。

⑤決済の開始日： 平成27年12月29日(火曜日)。

なお、本公開買付けによる三井生命普通株式の取得に際しては、保険業法(平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。以下「保険業法」といいます。)第271条の10第1項に基づく金融庁長官の認可及び保険業法第106条第7項に基づく金融庁長官の認可を受けることが必要となります。そのため、本公開買付けの買付け等の期間の末日の前日までに当該認可を受けることができなかった場合等には、買付け等の期間の延長又は撤回等を行うことがあります。

(2)本公開買付けに係る応募に関する合意

日本生命は、(i)株式会社三井住友銀行(以下「SMBC」といいます。)、(ii)三井住友信託銀行株式会社(以下「SuMiTB」といいます。)、(iii)三井住友海上火災保険株式会社(以下「三井住友海上」といいます。)、(iv)三井物産株式会社(以下「三井物産」といいます。)、及び(v)三井不動産株式会社(以下「三井不動産」といいます。)(i)乃至(v)の5社を総称して、「本応募株主」といいます。)との間で、それぞれ所有する三井生命普通株式、A種株式及びB種株式の全て(以下、各本応募株主が所有する三井生命普通株式、A種株式及びB種株式を総称して「本応募株式」といいます。)について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約書を平成27年11月6日付でそれぞれ締結しております(以下、各本応募株主との間の公開買付応募契約書を個別に又は総称して「本応募契約」といいます。)。また、日本生命は、住友生命保険相互会社(以下「住友生命」といいます。))との間で、その所有する三井生命普通株式及びB種株式の全て(以下、本応募株式と併せて「本応募想定株式」といいます。)について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約書(以下「住友生命応募契約」といいます。)を締結することを希望しております。住友生命応募契約の締結については、住友生命との間で誠実に協議を行っており、必要な手続を進めていく予定です。

なお、本応募想定株式の合計に相当する完全希薄化後所有株式数(注1)は439,785,136株、完全希薄化後所有割合(注2)は73.63%となります。

- (注1) 完全希薄化後所有株式数とは、A種株式及びB種株式が三井生命普通株式に転換された場合の三井生命普通株式の所有株式数をいいます。なお、B種株式については、転換により1株に満たない端数が生じる場合がありますが、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第167条第3項に基づき、1株に満たない端数は切り捨てて計算しております。このため、全てのB種株式の株主がその保有するB種株式を個別に転換した場合の普通株式の

総数(136,363,633株)は、B種株式数の全て(600,000株)が一括して転換された場合の普通株式の総数(136,363,636株)と異なることとなります。

- (注2) 完全希薄化後所有割合とは、A種株式及びB種株式が全て三井生命普通株式に転換された場合の発行済株式数(三井生命が所有する自己株式を除き、以下「完全希薄化後総株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。完全希薄化後総株式数は本公開買付けにより日本生命が取得する三井生命の株券等の最大数(597,273,868株)に相当します。

(3) 本公開買付けに対する三井生命の賛同及び応募推奨

三井生命は、財務アドバイザーである野村証券株式会社(以下「野村証券」といいます。)及び大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)並びにリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言を踏まえて、本統合の必要性・相当性、本公開買付けの条件の妥当性及び本公開買付け後の三井生命の経営方針等について、慎重な協議・検討を行った結果、本統合によるシナジーを考慮した上で、三井生命が本統合を行うことで三井生命の企業価値の一層の向上を図ることができると判断いたしました。

また、三井生命は、日本生命及び三井生命から独立した第三者算定機関である野村証券及び大和証券に対して三井生命株式の株式価値の算定を依頼しておりますが、野村証券及び大和証券が三井生命に対して提出した株式価値算定書において、本公開買付けの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)は、三井生命株式の株式価値のレンジの範囲内となっております。これに加えて、三井生命は、(i)本公開買付け価格は、公正性担保措置及び利益相反解消措置がとられた上で、三井生命と日本生命の間で独立当事者間における協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、及び(ii)本応募株主が本公開買付け価格を前提として本公開買付けに対して応募することを合意していること等を踏まえ、また、三井生命は非上場会社であるため三井生命株式を譲渡する機会が制約されていることも勘案し、本公開買付けは、三井生命の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上から、三井生命は、平成27年11月5日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、三井生命の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

(4) 本完全子会社化手続及び三井グループ株主による再出資

日本生命及び三井生命は、本統合後の事業戦略等についての協議を重ねた結果、三井生命を一旦完全子会社化し、資本関係を整理することで、三井生命による迅速な意思決定と柔軟かつ戦略的な事業運営を推進することが可能になり、また、日本生命と三井生命の経営資源の相互活用を通じた三井生命の経営基盤の強化及びシナジーの最大化を図ることが可能になるとの結論に至りました。一方で、三井生命が本統合後も三井グループの会社との良好な関係を維持し、三井グループとの間での現在の事業上の取引関係を引き続き維持・発展させることが日本生命及び三井生命のグループ価値の向上につながるとの考えから、三井グループの会社に対して三井生命普通株式の合計17%程度を譲渡する方針について確認いたしました。

そして、日本生命及び三井生命は、本統合契約において、①本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を踏まえ、日本生命が三井生命株式の全てを取得し、三井生命を日本生命の完全子会社とすることを目的とする本完全子会社化手続を実施することを合意しております。なお、本完全子会社化手続は、本公開買付けにより日本生命が取得する株式数に応じて、原則として株式等売渡請求又は株式併合による端数処理のいずれかの方法が選択される予定ですが、いずれの場合においても、本公開買付けに応募しなかった三井生命の各株主(日本生命及び三井生命を除きます。)が所有していた三井生命普通株式の対価として、三井生命普通株式1株あたり本公開買付価格と同額の金銭が交付される予定です。また、②三井生命が日本生命の完全子会社となった後、上記方針に従い、日本生命がSMBC、SuMiTB、三井住友海上、三井物産及び三井不動産(以下「本統合後株主」といいます。)に対して三井生命普通株式の合計16%を譲渡すること、また、その他三井グループの会社に対して三井生命普通株式の合計1%程度を譲渡する方針であることについて合意しています。

具体的には、日本生命は、本統合後株主との間の本応募契約において、本完全子会社化手続後速やかに、三井生命普通株式の所有割合が、SMBCにおいて11%、SuMiTBにおいて2%、三井住友海上において1%、三井物産において1%、三井不動産において1%となるように、それぞれ三井生命普通株式の譲渡を行うことを合意しております。この場合の株式譲渡価格は、本公開買付けにおける価格の均一性の趣旨に反することのないよう本公開買付価格に基づいて算出する予定です。また、日本生命及び三井生命は、上記のとおり、日本生命が、本統合後株主以外の三井グループの会社に対して、合計1%程度の三井生命普通株式を譲渡する方針であることを確認しておりますが、譲受会社及びその取得割合その他の詳細については、現時点では決定しておりません。本統合後株主及び本統合後株主以外の三井グループの会社に対する上記の三井生命普通株式の譲渡が完了した場合には、日本生命は、三井生命の総株主の議決権の83%程度を保有することになる予定です。

3. 本統合後の方針

本統合後の三井生命の現中期経営計画期間における事業戦略及び経営方針について、日本生命と三井生命は、本統合契約において、三井生命の事業運営の自主性を尊重することに合意しており、主要な経営方針として、以下の内容を確認しています。

- ① 日本生命及び三井生命の営業職員チャネルを維持・発展させるため、日本生命は、三井生命の営業職員チャネルの運営方針(主力商品の供給方針を含む。)を最大限尊重し、両社の拠点の統合等を行わないものとする。これに加え、日本生命及び三井生命は、営業職員チャネルの更なる強化・発展のために、相互商品供給による商品ラインナップの拡充等の協業を進め、営業職員チャネルの更なる成長に向けて取り組む。
- ② 日本生命及び三井生命は、上記①の基本方針を維持した上で、銀行窓販・代理店領域において適切な商品供給が可能な体制を、適正な引受態勢を構築・維持しながら、両社のリソースを活用し相互に協力のもと確立し、更なる顧客開拓・企業価値向上に向けて取り組む。

③ 日本生命及び三井生命は、それぞれの現中期経営計画の達成に向けた努力及び本統合による両社のシナジー追求による、コスト構造の改善その他の企業価値向上策を通じて、グループ価値の最大化を目指す。

④ 本統合後も、三井生命の従業員(営業職員を含む。)の雇用を維持し、また、原則として雇用条件及び処遇を不利益に変更することを行わない。

なお、三井生命の現中期経営計画期間の後の事業戦略等については、三井生命の沿革及びアイデンティティにも配慮した上で、前記の基本方針の見直しについて検討を行います。

また、日本生命と三井生命は、本統合契約において、本統合に際して三井生命の商号及びブランドを変更しない方針であることを合意しております。

本統合後の三井生命の新たな経営体制の発足については、平成27年11月9日に日本生命が提出する公開買付け届出書及び同日に三井生命が提出する意見表明報告書において開示される予定ですので、ご参照ください。

4. 本統合の日程

(1)	本統合契約締結	平成27年11月6日(本日)
(2)	本応募契約締結	同上
(3)	本公開買付けの開始	平成27年11月9日(予定)
(4)	本公開買付けの終了	平成27年12月21日(予定)
(5)	本公開買付けの決済開始	平成27年12月29日(予定)
(6)	日本生命による三井生命の本完全子会社化手続の開始	(5)の後速やかに
(7)	日本生命による三井生命の本完全子会社化手続の効力発生	平成28年3月末頃まで(予定)

5. 両社の概要

(平成27年3月31日現在)

名称	日本生命保険相互会社	三井生命保険株式会社
所在地	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	東京都千代田区大手町二丁目1番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 筒井 義信	代表取締役社長 有末 真哉
事業内容	生命保険業	生命保険業
基金/資本金	12,500億円 (基金償却積立金の額も含む)	1,672億円
創立年月日	明治22年(1889年)7月4日	昭和2年(1927年)3月5日
発行済株式数	該当事項なし	普通株式 295,807,200株 A種株式 1,084,000株 B種株式 600,000株

決算期	3月 31 日	3月 31 日
従業員数	70,783 名 (うち内勤職員 18,477 名)	10,078 名 (うち内勤職員 3,121 名)
大株主及び 議決権比率	該当事項なし	株式会社三井住友銀行 14.90%
		大和証券エスエムビーシープリン シパル・インベストメンツ株式会社 12.99%
		三井住友信託銀行株式会社 9.60%
		野村フィナンシャル・パートナーズ 株式会社 9.55%
		三井住友海上火災保険株式会社 7.66%
		CITIBANK, N.A. SINGAPORE -BAYTREE INVESTMENTS (MAURITIUS) PTE LTD-JP UNQ 7.64%
		三井物産株式会社 4.32%
		三井不動産株式会社 4.31%
		住友生命保険相互会社 2.67%
		日本製紙株式会社 1.80%

以 上